

変更・加算等に係る届出事項について

1 届出事項が必要な場合及び届出内容

下表の事項に変更が生じた場合には、京都府への届出が必要です。

指定内容変更届出事項一覧表

	訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)訪問看護	(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)居宅療養管理指導	通所介護	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)特定福祉用具販売	介護老人福祉施設	介護老人保健施設(注2・3)	介護療養型医療施設	介護医療院
事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開設者の主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者(開設者)の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書・条例等(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注2	○	注2
備品		○														
管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注2	○	注2
サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	○															
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関(注3)		○						○		○			○	注3		注3
事業者の種別			○	○	○		○		○						○	
居宅療養管理指導の種類					○											
事業実施形態(注4)								○								
入院患者又は入所者の定員								○	○				○	注2		注2
福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあっては、委託先の状況)											○					
併設施設の状況等													○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○			○	○	○	○

〈注1〉当該事業所に関するものに限る。

〈注2〉介護老人保健施設については、都道府県知事の許可が必要。なお、専用区画等の変更のみの場合は不要。

〈注3〉介護老人保健施設が協力病院を変更しようとするときを除く。この場合は、都道府県知事の許可が必要。

〈注4〉本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別